

熊谷市サッカー協会一般チーム加盟要領

平成30年度

加盟条件

- 活動拠点が熊谷市にあること
- 社会人主体のチームであること
 - ◇ 出場制限：第1種登録選手であること
- 登録メンバーが15名以上いること
- 重複登録者がいないこと(他地区を含む)
- 公認審判員が3名以上いること
 - ◇ 加盟後3年以内に3級審判員を養成すること
 - ◇ 当協会では年1回資格試験を実施(その他埼玉県内資格試験)
 - ◇ 審判更新講習は必ず受け、毎年登録時に3名以上の審判を確保する
- ユニフォームは定められた条件とする(JFAユニフォーム規程に準じる)
- 加盟会費を払うこと
 - ◇ 入会金 75,000円(新規加盟チームのみ)
 - ◇ 埼玉県リーグチーム会費 25,000円
 - ◇ 熊谷市リーグ1部・2部・3部 55,000円
 - ◇ 入会金・登録料の総額は評議委員会前に指定口座に振り込む
- 日本協会登録規定による選手登録費を払うこと
 - 選手登録人数×1,500円
- 誓約書を提出すること(新規加盟チーム)
- 新規加盟チームは必要書類を締切日までに提出すること(12月31日必着)
 - ◇ 必要書類：入会申込書・誓約書・加盟登録用紙
 - ◇ 送付先〒369-1246 深谷市小前田 2032
熊谷市サッカー協会(飯野理事長)
- 理事会の承認を得ること
- スポーツ傷害保険に加入すること
- 評議員会(3月開催)に出席すること
- 新規加盟チームの加盟初年度は3部リーグに所属する

※一般部以外のカテゴリーにおいてはこの要領を準用する

入 会 申 込 書

熊谷市サッカー協会会長 殿

わがチームは入会を希望しますので、ここに申し込みます。

年 月 日

チーム名 _____

代表者住所 〒 _____

代表者氏名 _____ (印)

電話番号 _____ 携帯 _____

e-mail _____

誓 約 書

熊谷市サッカー協会会長 殿

わがチームは、熊谷市サッカー協会に(入会・継続)するにあたり、下記事項を遵守することを誓約します。

もし、遵守できなかつた場合は除名されても異存ありません。

誓約事項

- 貴協会の意向を理解し、運営などに全面的に協力いたします。
- 決められた加盟費などは遅滞なく納入いたします。
- 選手の不正出場、あるいは、退場・警告などによる処分は、規律委員会の定めるところに従います。
- メンバーは 15 名以上を登録いたします。
- 入会時 3 名以上の公認審判員を確保します。
- 審判員は地区を問わず、他チームとの兼任はいたしません。
- 入会后 3 年以内に 3 級審判員を養成いたします。
- 指定された試合の審判は公認審判員(2013 年度登録有資格者)が行います。
- 常にフェアプレーを心がけます。
- 選手の不正出場はいたしません。
- 設営(ピッチライン引き、ゴール移動・ネット張り等)後片付け、グラウンド整地などは定められたルールに従い行います。
- ユニフォームは登録された正・副 2 着を必ず携行いたします。
- タバコの吸殻、缶、ビン、ペットボトル、テーピングテープなどのごみは必ず持ち帰るとともに、試合会場の清掃を行います。

2018 年 月 日

チーム名 _____

代表者 _____ (印)

平成30年度熊谷市サッカー協会チーム会費について

平成29年度と同額とする

1. 一般部

- (1) 新規加盟 75,000 円
- (2) 埼玉県リーグ所属 25,000 円
- (3) 1部リーグ所属 55,000 円
- (4) 2部リーグ所属 55,000 円
- (5) 3部リーグ所属 55,000 円
- (6) 選手登録 すべて日本協会登録とする

2. 少年部 30,000 円 (新規加盟費 30,000 円)

3. 女子の部 10,000 円 (新規加盟費 30,000 円)

4. ジュニアユース 15,000 円 (新規加盟費 30,000 円)

5. シニア 25,000 円 (新規加盟費 30,000 円)
(シニアで一般部に加盟するチームは一般部会費とする)